

浜松市土地区画整理事業に係る測量成果の複製及び使用承認事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、浜松市が測量法（以下「法」という。）第43条及び法第44条の規定に基づく承認を行う際の取扱いについて必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において「測量成果」とは、浜松市が所有する土地区画整理事業に係る測量において最終の目的として得た結果である。

2 この要領において「公共基準点」とは、浜松市土地区画整理事業測量規程に基づく測量成果における1級基準点、2級基準点、3級基準点及び4級基準点である。

(承認の申請)

第3条 法第43条又は法第44条の規定に基づく承認申請を行おうとする者は、測量成果の複製承認申請書（様式第1号）又は測量成果の使用承認申請書（様式第2号）1通を市長に提出するものとする。

(承認の通知)

第4条 市長は、前条の規定に基づく申請があった場合においては、その内容を審査し、承認したときは、14日以内に通知する。ただし、申請内容に不備等があった場合は、この限りではない。

2 前項の通知は、測量成果の複製承認書（様式第3号）又は測量成果の使用承認書（様式第4号）により行うものとする。

(異常の報告)

第5条 使用の承認を受けて測量を実施しようとする者が、公共基準点の異常を発見した場合は、公共基準点異常報告書（様式第5号）により市長へ報告するものとする。

附 則

この要領は、平成27年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に従前の規定により調製した用紙がある場合は、なお当分の間使用することができる。

(様式第 1 号)

年 月 日

測量成果の複製承認申請書

(あて先) 浜松市長

申請者 住所 (所在地)
氏名 (名称及び代表者氏名)

浜松市土地区画整理事業に係る測量成果の複製及び使用承認事務処理要領第 3 条第 1 項の規定により下記のとおり承認を申請します。

複製の目的		
複製する測量成果の種類及び内容		
複製の範囲又は区域		
複製の作業方法		
複製の期間		
複製品の部数		
複製 機関名	名称及び代表者の氏名	
	所在地	
複製 作業 業者	氏名	
	所在地	
備考		

(様式第 2 号)

年 月 日

測量成果の使用承認申請書

(あて先) 浜松市長

申請者 住所 (所在地)
氏名 (名称及び代表者氏名)

浜松市土地区画整理事業に係る測量成果の複製及び使用承認事務処理要領第 3 条第 1 項の規定により下記のとおり承認を申請します。

使 用 の 目 的		
使用する測量成果の種類及び内容		
使用の範囲又は区域		
使用の作業方法		
使用の期間		
使用機関名	名称及び代表者の氏名	
	所 在 地	
使用作業者	氏 名	
	所 在 地	
備 考		

(様式第 3 号)

第 号
年 月 日

様

浜松市長

㊟

測量成果の複製について（承認）

年 月 日付けで申請のありました測量成果の複製について、浜松市土地区画整理事業に係る測量成果の複製及び使用承認事務処理要領第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり承認します。

記

1 承認事項

- (1) 複製目的
- (2) 複製範囲
- (3) 複製期間
- (4) 複製する測量成果の種類及び内容
- (5) 複製の作業方法
- (6) 複製機関名

2 条件

- (1) 目的以外に利用してはならない。

(様式第 4 号)

第 号
年 月 日

様

浜松市長

㊟

測量成果の使用について（承認）

年 月 日付けで申請のありました測量成果の使用について、浜松市土地区画整理事業に係る測量成果の複製及び使用承認事務処理要領第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり承認します。

記

1 承認事項

- (1) 使用目的
- (2) 測量地域
- (3) 使用期間
- (4) 使用する測量成果の種類及び内容
- (5) 使用機関名

2 条件

- (1) 目的以外に利用してはならない。
- (2) 公共基準点の異常を発見した場合は、第 5 条にもとづき報告すること。

